末松委員提出資料

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について(P11)

THE CITY OF SUZUKA 鈴鹿市

【意見1】

特定技能所属機関及び育成就労実施者の責務として、「日本語能力向上のための措置をとらなければならない」旨を明記すること。

【意見2】

特定技能所属機関及び育成就労実施者において、日本語教育が推進されるよう、優良受入れ機関の認定等を省令に明記すること。

【理由】

第1回有識者会議で意見した政府方針に明記されている“日本語教育を積極的に取り組んだ優良な受入れ機関の認定”については、今後、省令に明記していくとの回答があった。

一方で、「2(1)育成就労実施者の責務」では、「イ　目標として定めた試験の適正な受験等」の表記に留まっており、「1(1)特定技能所属機関の責務」には日本語教育に関する内容が明記されていない。

このことから特定技能所属機関及び育成就労実施者の責務として、「日本語能力向上のための措置をとらなければならない」旨を追記することを求める。

また、外国人労働者とその家族への日本語教育が企業により、十分に遂行されるよう「優良受入れ機関の認定」等を関係省令に明記するよう強く求める。